

## 在外教育施設 グアム国際日本人学校 校則

### 第一章 総 則

第 1 条 本校はグアム国際日本人学校・英語名:Japanese International Academy of Guam(JIAG)以下「学校」という)と称する。

第 2 条 学校はグアム日本人会より委嘱されたグアム国際日本人学校理事会及び校長を中心とした教職員で構成され、両者を中心に運営される。また、在籍児童・生徒・園児の保護者による協力のもと、運営基盤強化に取り組む。

第 3 条 学校は主として在グアム児童・生徒を対象とし、日本国文部科学省の定める小・中学校学習指導要領に基づいた教育並びにその基盤となる幼児教育を施すことを目的とする。

第 4 条 学校には小学部・中学部及び幼稚部を置き、修業年限は小学部6年、中学部3年、幼稚部2年とする。

第 5 条 学校の児童・生徒・園児の定員は別に定める。

第 6 条 学校の教職員は日本国文部科学大臣の委嘱する派遣教員(校長・教頭・教諭)並びに理事会が任命するプレジデント・現地採用教員(園長・教諭・講師・事務職員)その他の教職員とする。

第 7 条 教職員の職務については日本国学校教育法その他の法令を準用する他、別に定める服務規程による。

### 第二章 教 育 課 程

第 8 条 学校は小学部・中学部においては日本国文部科学省の定める学習指導要領に基づき、幼稚部においては幼稚園教育要領に準じ、アメリカ合衆国・グアムの特色を十分に生かした教育課程を編成する。

第 9 条 学校は教科、授業日数、授業時数を定め理事会に届け出るものとする。また、非常事態の発生等で所定の授業が対面で実施できない場合や、今後の教育の多様性に鑑み、オンライン授業(学習)等を取入れ、教室で行う授業との相乗効果を図りながら、教育課程全体を見渡した諸計画の再編成に努める。

### 第三章 学年・学期及び休業日

第10条 学年は 4月 1日に始まり、翌年 3月31日に終わる。

第11条 学年を次の3学期に分ける。

第1学期	4月 1日	～	7月 31日
第2学期	8月 1日	～	12月 31日
第3学期	1月 1日	～	3月 31日

第12条 学校休業日は次の通りとする。

- 1 土曜日、日曜日
- 2 1学期末 ～ 2学期始休業日
- 3 2学期末 ～ 3学期始休業日
- 4 学年末 ～ 学年始休業日
- 5 上記学校休業日の他、アメリカ合衆国、グアム政府の定める祝祭日、日本の国民の祝日・創立記念日の内から10日間を学校休業日に当てる。
- 6 午前7時現在、台風、トロピカルストームを問わずコンディション2となった時は、グアム政府の通達に従い、休校とする。また、原則としてグアム政府の通達に従うが、危険が伴うと思われる時は学校独自の判断で休校通知を学校 E メールおよび学校ホームページにて保護者に通知する。コンディション4となった後、学校の被害状況等を確認し、学校を再開する日時をメールおよび学校ホームページにて保護者に通知する。

但し、2, 3, 4の学校休業日については別に定める。

第13条 前条の定めに関わらず必要のあるときは、校長は理事会の承認を得て休日に授業を行い、また臨時に休業することができる。

但し、緊急の要ある場合は校長が決定し、事後理事会に報告する。

#### 第四章 入学・編入学・進級・退学

第14条 入学及び編入学を希望する児童生徒とその保護者は校長との面接の上、以下の項目を勘案して校長が児童生徒の入学の許可を判断する。

- 1 入学者のグアムでの長期在留許可の保有が必要条件であり、その条件を満たす書類（パスポート、ビザ、その他）のコピーの提出を入学時、進学時、及び書類の更新の都度に義務づける。
- 2 グアムの法令に基づき、入学時・編入学時・進級時・及び更新の都度、予防接種記録カードのコピーの提出を義務づける。
- 3 入学、編入、進級に際しては、児童生徒の当該学年の履修に十分な日本語能力の確認の為に国語テストと面接を行い、日本語能力が不足していると校長が判断した時は、入学、編入、進学を許可しない事がある。
- 4 児童生徒の体験入学期間は、6月からの4週間とする。
- 5 児童生徒の幼稚部入園に関しては原則として小学部に入学を前提条件とする。
- 6 保護者は第二章記載の教育課程を了承する。
- 7 保護者とその児童生徒は本校則を遵守することを誓約する。
- 8 保護者はPTA活動に協力する。
- 9 学校運営においては、保護者と学校との信頼関係の構築及び維持が不可欠の為、校長が当該信頼関係の構築、維持する見込みがないと判断した場合は、理事会と相談の上、当該保護者の児童生徒の入学は許可されない。
- 10 「児童生徒が入学前または入学後に、負傷や疾患により医師の診断（心身の発達に関する診断を含む）を受け、学校生活において特別な配慮を必要とする場合は、速やかに学校へ報告すること。」

第15条 保護者及び児童・生徒の住所に変更があった時には、保護者は速やかに校長に届け出るものとする。

第16条 児童・生徒が病気、その他の理由により引き続き7日以上出席できない場合、保護者は速や

かに校長に届け出るものとする。

第17条 児童・生徒が休学及び自主退学しようとする場合は、保護者は事前に校長に届け出るものとする。

第18条 学校は、暴力行為やいじめ及び授業妨害を含む学校運営を阻害する行為に対し、速やかに事実関係の調査を行い、学校の秩序を維持し他の園児・児童・生徒の教育を受ける権利を保障するために対処する。

1 校長は、本校に在籍する園児・児童・生徒に対して、教師の指導があつたにもかかわらず暴力行為やいじめ及び授業妨害に類する行為を繰り返し行った園児・児童・生徒に対して、その内容や程度に応じて別途定める懲戒処分を行うことができる。

2 第14条9記載の学校と保護者との信頼関係が構築・維持が困難であり、なおかつ、学校運営に重大な支障があると校長が判断した場合、理事会と相談の上、その保護者の園児・児童・生徒は退学処分とされることがある。また、保護者がその言動において、教諭等に対し穏当では無い態度を示した場合の対処方法についても、別途定める。

3. 学校、児童・生徒、およびその保護者は、学校運営や教育活動に著しく支障をきたす問題を認めた場合には、理事会に報告し適切な対処を求めることができる。

## 第五章 認定・修了及び卒業

第19条 教諭は別に定める基準に従い、児童・生徒の成績を評価、評定し、校長の承認を受け、学期ごとに通知する。

第20条 校長は各学年の課程を修了したものには、修了証を授与する。小学部・中学部の最終学年の課程を修了したものには、全課程を修了したものと認定し、校長は卒業証書を授与する。

第21条 校長は児童・生徒が退学する場合は、指導要録写し、在学証明書、その他退学に必要な書類を発行する。

## 第六章 諸経費

### 第22条

1. 入学を希望する児童生徒の保護者は、理事会の定める所により、入学金及び授業料その他の費用を納入しなければならない。

2. 児童生徒の入学後、前項に定める入学金及び授業料その他の費用の納付が保護者より行われないう、または一部または全部の滞納がある場合は、当該生徒児童の退学処分を理事会と協議の上、校長が判断することがある。

3 本条で定める入学金及び授業料、その他の経費は、学校運営全体の維持管理に必要な経費であり、非常事態の発生等で所定の授業が対面で実施できない場合にも、その返還は原則行わない。従って、学校は非常事態時の教育課程履修に対し、保護者と協力しながら最大限の代替策を検討し、児童・生徒の履修環境確保に努めるものとする。

## 第七章 表彰

第23条 校長は、努力・善行が認められる児童・生徒を表彰することができる。

## 第八章 安全に対する責任

第24条 通学の送迎は各保護者の責任において行う。学校の定める登・下校の時間外の校内事故について学校は責任を負わない。学校管理下や事故等に備えて海外子女教育振興財団を通じ海外学校傷害保険に全員加入するものとし、費用は保護者負担とする。

## 第九章 その他

第25条 この校則に定められていない事項については、必要に応じ理事会で、審議決定する。

第26条 この校則は理事会の議決を経て改正することができる

第27条 この校則は1989年4月1日から施行する。

1990年	8月1日	改正	1997年	2月19日	改正
2000年	1月19日	改正	2001年	4月1日	改正
2004年	7月6日	改正	2005年	4月19日	改正
2008年	9月11日	改正	2009年	2月13日	改正
2009年	12月10日	改正	2010年	3月4日	改正
2012年	1月12日	改正	第12条5	一部削除	
2017年	1月12日	改正	2017年	4月13日	改正
2020年	3月11日	改正	2020年	9月23日	改正
2021年	3月11日	改定	2025年	4月1日	改定

## 在外教育施設 グアム国際日本人学校 校則付則

### 第 5 条関連 園児・児童・生徒の定員

1	小学部（1～3年、5年）	1学級24名
2	小学部（4年）	1学級25名
3	小学部（6年）	1学級20名
4	中学部	1学級12名
5	幼稚部（年中、年長）	1学級17名

但し、特別の事情がある場合変更されることがある。新年度において申し込み者多数の場合は次の優先順位で入園、入学を受け入れる。定員オーバーの場合は抽選による。

- 1 年長児
- 2 日本国籍を有し将来日本に帰国する
- 3 兄弟姉妹が在籍している
- 4 学校職員の2親等以内の親族
- 5 将来日本に転居する

### 第12条2・3・4・項 関連 休業日

- 1 2項 1学期終業式翌日～2学期始休業日
- 2 3項 2学期終業式翌日～3学期始休業日
- 3 4項 3学期修了式翌日～新学年始休業日
- 4 長期休業日以外の学校休業日については、当面授業日数は198日を下回らないよう、第12条第5項の規定に従って設定する。2項、3項、4項に示した長期休業期間は原則とする。

### 第17条関連 休学・自主退学

他校への体験入学や事情により本校を一時的に休学する場合は休学届を提出することとする。ただし授業料は原則免除されない。

特別の事情により暦月で三月以上学校に来られない場合は、自主退学届けを提出することが出来る。ただしそれ以内であれば休学扱いとし、授業料は納入する。

### 第18条関連 1項の懲戒処分の具体的対処

- 1 1回目 文書による訓告処分
  - 2 2回目 1日から3日間の停学処分
  - 3 3回目 3日間から5日間の停学処分
  - 4 4回目 学校理事会において処分を決定する
- ※ 1から4は必ずしも段階を経ないで実施される場合がある
- ※ これらの処分を行う場合には、スクールカウンセラーと連携し当該園児・児童・生徒への配慮を行う。

### 第18条関連 2項の当該保護者への具体的対処

校長及び教諭等が当該保護者に対し信頼関係を構築しようと努力しているにもかかわらず、その言動において教諭等に対し穏当では無い態度を示し続けた場合には、校長は次のように対処する。

- 1 速やかに事実関係の調査を行い、当該保護者の言動が不適切と判断した場合には、当該保護者への改善申入（不適切な言動が続けば、当該保護者の園児・児童・生徒は退学処分となる旨を通知）を行う。
- 2 改善申入にもかかわらず当該保護者に改善が見られない場合には、校長は理事会と相談の上、その保護者の園児・児童・生徒を退学処分とすることができる。

## 第22条関連 入学金・登録料・授業料等の諸経費

### 1 入学金

入学または編入時に児童・生徒1名につき\$535を納入する。納入された入学金は返金しない。補習校に在籍していて、グアム国際日本人学校にも在籍する場合は入学金は差額を支払う。

### 2 登録料

園児（幼稚園）1名	児童（小学生）1名	生徒（中学生）1名
\$200	\$295	\$400
納付期限		
入学・編入生	在校生	3月15日以降
申し込み手続き時	2月に行う在籍調査を受けて 3月15日までの納入	延滞料\$30

納入された登録料は理由のいかんにかかわらず返金しない。登録料未納の場合は入学、進級の取り消しもあり得る。

この登録料の中には傷害保険料、学年統一教材費、学力テスト、学校行事関係費用を含む。

### 3 ICT 関連費用

児童・生徒1名につき年間\$121を納入する。納入された費用は返金しない。

### 4 施設維持費

学期毎の支払いとし、入学または編入時に園児・児童・生徒1名につき\$260を納入する。

年間で支払い希望の場合は\$780の支払いとするが、原則納入された費用は返金しない。

### 5 授業料

SY2025 全日制および幼稚部 Full time School and Kindergarten						
		授業料 Tuition				
		年間払い Annual	学期払い/ By Term			月払11回 Monthlyx11
			4月/Apr.	9月/Sep.	1月/Jan.	
幼稚部	1子/1st child	\$ 6,815	\$ 2,560	\$ 2,560	\$ 1,920	\$ 655
K4-K5	2子~/2nd child	\$ 6,645	\$ 2,490	\$ 2,490	\$ 1,870	\$ 640
小学部	1子/1st child	\$ 6,630	\$ 2,485	\$ 2,485	\$ 1,865	\$ 635
1st-6th	2子~/2nd child	\$ 6,460	\$ 2,425	\$ 2,425	\$ 1,820	\$ 620
中学部	1子/1st child	\$ 6,630	\$ 2,485	\$ 2,485	\$ 1,865	\$ 635
7th-9th	2子~/2nd child	\$ 6,460	\$ 2,425	\$ 2,425	\$ 1,820	\$ 620

※8月は在校/在園生は徴収しないが編入生に限っては1ヶ月分を徴収する。1人につき支払方法の併用は不可とする。

※年間払いした者のみ、年度途中で転出の場合は6ヶ月以内であれば月額を納め、差額を返金する。6ヶ月を過ぎている場合の返金は無しとする。

## 6 PTA会費

\$ 30/年 (園児・児童・生徒1人につき)

## 7 その他

年度内で補習校からグアム国際日本人学校へ継続して編入する場合は登録料・施設維持費・入学金は差額を支払う。但し1回の移動のみ適用される。登録料・施設維持費・授業料の支払いは毎月15日を期限とし、それ以後の支払いに対しては延滞金1人につき\$30とする。2ヶ月以上滞納した場合は在学証明書、成績証明書の発行を停止しクラス出席を不可とし退学扱いとなる。支払い小切手が不渡りの場合は、1枚につき\$50(銀行、学校手数料)のペナルティを課す。

### 第25条 関連 理事会での審議決定事項

#### 1 関係施設器物破損等の弁償にかかる内規

(器物破損等の弁償について)

故意による器物破損は全額弁償とし、不注意による器物破損は二分の一の弁償とする。ただし届け出をしなかった場合で、後日その事案が判明した場合は全額弁償とする。

不可抗力による器物破損は弁償を要しない。(全額学校負担とする。)

(器物破損後の処理について)

器物破損をした者は、学校関係施設等破損届け(別紙様式)により、校長に届ける。校長は、自己負担の有無を判断し、自己負担がある場合は請求書を発行し、弁償金受け取り後は領収書を発行する。

#### 2 学校より再発行する書類の手数料の徴収

1 授業料の領収書(1年分) \$10 / (単月) \$3

2 在籍・成績証明書 (在籍者~除籍後3年未満) 無料

3 在籍・成績証明書 (除籍後3年以上経過) § 5

校則第四章以下及び付則の「児童・生徒」「校長」の文言は、幼稚部にあつてはそれぞれ「園児」「園長」と、「入学」「編入学」「休学」「退学」「卒業」の文言については、それぞれ「入園」「編入園」「休園」「退園」「卒園」と読み替えるものとする。

この付則の改廃は理事会の議決による。

この付則は1989年 4月 1日より施行する。

1990年 8月 1日改正	2010年 12月 9日改正	2025年 3月 31日改正
1997年 2月 19日改正	2012年 1月 12日改正	
2000年 1月 19日改正	2013年 3月 14日改正	
2001年 4月 1日改正	2014年 2月 13日改正	
2003年 4月 1日改正	2015年 2月 12日改正	
2004年 6月 15日改正	2016年 1月 14日改正	
2005年 2月 23日改正	2016年 2月 17日改正	
2006年 1月 10日改正	2017年 1月 12日改正	
2006年 9月 19日改正	2018年 2月 8日改正	
2008年 1月 15日改正	2019年 2月 14日改正	
2008年 8月 28日改正	2020年 3月 11日改正	
2008年 9月 11日改正	2020年 9月 23日改正	
2009年 2月 13日改正	2021年 3月 11日改正	
2009年 7月 9日改正	2022年 3月 10日改正	
2009年 12月 10日改正	2023年 2月 9日改正	
2010年 9月 9日改正	2024年 1月 13日改正	

# 誓約書

令和 年 月 日

グアム国際日本人学校 校長殿

グアム国際日本人学校 入学希望者氏名

在校児童生徒氏名

在校児童生徒氏名

在校児童生徒氏名

## 記

保護者\_\_\_\_\_は、グアム国際日本人学校の校則を読んで理解いたしました。

そして、保護者としてその児童生徒と共にグアム国際日本人学校の校則を順守することを誓約します。

\*保護者 住所  
(Address)

氏名  
(Print name)

署名  
(signature)

ご提出〆切 月 日